

1.3 介護老人保健施設

(1) 基本報酬及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算

★ 対象サービス…介護老人保健施設

平成30年度の報酬改定において、**介護老人保健施設の役割が在宅復帰・在宅療養支援であることが明確**にされ、報酬体系にも、その点が反映されました。

新しい報酬体系は、①**在宅復帰・在宅療養支援等指標**（10の評価項目の合計点）、②**退所時指導等**、③**リハビリテーションマネジメント**、④**地域貢献活動**、⑤**充実したリハビリテーション**の5つの評価項目を組み合わせで決定されます。

また、令和3年の報酬改定では、居宅サービス実施数に係る指標において、**訪問リハビリテーションの比重が高くなり、リハビリテーション専門職配置割合に係る指標において、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の3職種の配置を評価するなどの変更**がありました（令和3年9月30日までの間は、これらの規程適用については、なお従前の例によります）。

なお、**新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い**も示されていますので、ご確認ください。（75ページをご覧ください。）

(参考) 根拠法令等

H27 厚労告 95 厚生労働大臣が定める基準

九十 介護保健施設サービスにおける在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準

イ 介護保健施設サービスにおける在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）の基準

(1) 次に掲げる算式により算定した数が四十以上であること。

$$A + B + C + D + E + F + G + H + I + J$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A **算定日が属する月の前六月間において退所者のうち、居宅において介護を受けることとなったもの**（当該施設における入所期間が一月間を超えていた退所者に限る。）の占める割合が百分の五十を超える場合にあっては二十、百分の五十以下であり、かつ、百分の三十を超える場合にあっては十、百分の三十以下であった場合にあっては零となる数

B 三十・四を当該施設の平均在所日数で除して得た数が百分の十以上であった場合は二十、百分の十未満であり、かつ、百分の五以上であった場合は十、百分の五未満であった場合は零となる数

C 入所者のうち、**入所期間が一月を超えると見込まれる者の入所予定日前三十日以内又は入所後七日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定**（退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針

の決定を行った場合も含む。)を行った者の占める割合が百分の三十以上であった場合は十、百分の三十未満であり、かつ、百分の十以上であった場合は五、百分の十未満であった場合は零となる数

D 入所者のうち、**入所期間が一月を超えると見込まれる者の退所前三十日以内又は退所後三十日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者**(退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行った場合を含む。)の占める割合が百分の三十以上であった場合は十、百分の三十未満であり、かつ、百分の十以上であった場合は五、百分の十未満であった場合は零となる数

E 法第八条第五項に規定する訪問リハビリテーション、法第八条第八項に規定する通所リハビリテーション及び法第八条第十項に規定する短期入所療養介護について、当該施設(当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む。)において全てのサービスを実施している場合は五、**いずれか二種類のサービスを実施している場合であって訪問リハビリテーションを実施しているときは三、いずれか二種類のサービスを実施している場合であって訪問リハビリテーションを実施していないときは一、いずれか一種のサービスを実施している場合又はいずれも実施していない場合は零となる数**

F 当該施設において、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が、**五以上でありリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士のいずれの職種も入所者の数で除した数に百を乗じた数がそれぞれ〇・二以上である場合は五、五以上の場合は三、五未満であり、かつ、三以上である場合は二、三未満である場合は零となる数**

G 当該施設において、常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が三以上の場合は五、三未満であり、かつ、二以上の場合は三、二未満の場合は零となる数

H 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、**要介護状態区分が要介護四又は要介護五の者**の占める割合が百分の五十以上であった場合は五、百分の五十未満であり、かつ、百分の三十五以上であった場合は三、百分の三十五未満であった場合は零となる数

I 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、**喀(かく)痰(たん)吸引が実施された者**の占める割合が百分の十以上であった場合は五、百分の十未満であり、かつ、百分の五以上であった場合は三、百分の五未満であった場合は零となる数

J 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、**経管栄養が実施された者**の占める割合が百分の十以上であった場合は五、百分の十未満であり、かつ、百分の五以上であった場合は三、百分の五未満であった場合は零となる数

(2) **地域に貢献する活動を行っていること。**

<Q & A>平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 1)

問 101 平成 30 年度介護報酬改定において見直された介護保健施設サービス費（Ⅰ）及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算を算定する介護老人保健施設における在宅復帰在宅療養支援等評価指標等の要件については、**都道府県への届出を毎月行う必要があるのか**。また、算定要件を満たさなくなった場合は、基本施設サービス費及び加算の算定はどのように取り扱うのか。

答 101 在宅復帰在宅療養支援等評価指標として算出される数が報酬上の評価における区分変更を必要としない範囲での変化等、**軽微な変更であれば毎月の届出は不要である**。

例えば、在宅復帰在宅療養支援等評価指標が 24 から 36 に変化した場合には、区分の変更が生じない範囲での変化となる。一方で、在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）を算定している施設について、在宅復帰在宅療養支援等評価指標が 4 2 から 3 8 に変化した場合には、区分の変更が生じる範囲での変化となる。

ただし、**要件を満たさなくなった場合、その翌月は、その要件を満たすものとなるよう必要な対応を行うこととし、それでも満たさない場合には、満たさなくなった翌々月に届出を行い、当該届出を行った月から当該施設に該当する基本施設サービス費及び加算を算定する**。なお、満たさなくなった翌月末において、要件を満たした場合には翌々月の届出は**不要**である。

また、在宅強化型から基本型の介護保健施設サービス費を算定することとなった場合に、当該施設の取組状況において、在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）の算定要件を満たせば、当該変更月より在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）を算定できる。

なお、算定要件を満たさなくなった場合の取扱いについては、平成 30 年度介護報酬改定前の介護保健施設サービス費（Ⅰ）（i）又は（iii）（改定前の従来型）については、改定後の介護保健施設サービス費（Ⅰ）（i）又は（iii）（改定後の基本型）と、改定前の在宅復帰・在宅療養支援機能加算については、改定後の在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）と、改定前の介護保健施設サービス費（Ⅰ）（ii）又は（iv）（改定前の在宅強化型）については、改定後の介護保健施設サービス費（Ⅰ）（ii）又は（iv）（改定後の在宅強化型）とみなして取り扱うこととする。

問 102 基本型の基本施設サービス費を算定していたが、**要件を満たしたため在宅強化型の基本施設サービス費を算定することとなった場合、入所日は、新たに在宅強化型の介護老人保健施設の基本施設サービス費の算定を開始した日となるのか**。

答 102 入所者の入所中に、介護老人保健施設の基本施設サービス費の種類が変更となった場合であっても、**当該入所者の入所日は、基本施設サービス費が変わる前の入所日である**。なお、**短期集中リハビリテーション実施加算等の起算日についても同様の取扱いとなる**。

問 103 介護老人保健施設の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算の要件における「**算定日が属する月の前6月間**」及び「**算定日が属する月の前3月間**」とはどの範囲なのか。

答 103 介護保健施設サービス費（I）においては、届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定を開始するものであり、「**算定日が属する月の前6月間**」又は「**算定日が属する月の前3月間**」とは、**算定を開始する月の前月を含む前6月間又は前3月間のこと**をいう。

ただし、算定を開始する月の前月末の状況を届け出ることが困難である場合は、算定を開始する月の前々月末までの状況に基づき前月に届出を行う取扱いとしても差し支えない。

なお、在宅復帰・在宅療養支援機能加算及び介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費についても同様の取扱いである。

（参考）平成30年6月から算定を開始する場合

- ・算定日が属する月の前6月間…平成29年12月から平成30年5月まで
（算定を開始する月の前月末の状況を届け出ることが困難である場合は、平成29年11月から平成30年4月まで）

- ・算定日が属する月の前3月間…平成30年3月から5月まで

※ 平成24年Q&A（平成24年3月16日）問199の修正。

問 104 平成29年5月1日以降に開設された介護老人保健施設であって、現に在宅復帰・在宅療養支援機能を発揮するため努力をしている施設及び**平成30年4月1日以降に開設される介護老人保健施設について、介護保健施設サービス費（I）又は在宅復帰・在宅療養支援機能加算の算定要件における実績は、どのように取り扱うのか。**

答 104 介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援等指標を丁寧に把握するためには、算定要件における実績を算出するための期間を十分に設け判定することが重要である。

そのため、平成29年4月1日以降に開設された介護老人保健施設及び平成30年4月1日以降に開設される介護老人保健施設のうち、在宅復帰・在宅療養支援機能を発揮するため必要な取り組みを行う施設については、**開設日が属する月から1年間に限り、基本型の基本施設サービス費を算定可能とする。また、当該1年を超えて、引き続き基本型の基本施設サービス費を算定する場合にあっては、改めて体制を届け出る必要がある。**

例えば、平成29年6月中に開設した介護老人保健施設であって、在宅復帰・在宅療養支援機能を発揮するため必要な取り組みを行っている施設については、基本型の基本施設サービス費の算定要件の適否を問わず、平成30年5月末まで基本型の基本施設サービス費を算定することが可能。

ただし、開設後1年間に満たない場合において、算定要件における実績を算出するための期間を満たした上で、在宅強化型の基本施設サービス費又は在宅復帰・在宅療養支援機能加算の算定要件を満たす場合については、届け出の規定に従い、適切な基本施設サービス費等の届出を行うことができる。

令和2年3月26日 事務連絡 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）

問1 **都道府県等が、公衆衛生対策の観点から入所又は退所の一時停止、併設サービスの事業の全部又は一部の休業等を要請した場合**、介護老人保健施設の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る施設基準において、「算定日が属する月の前6月間」等の**指標の算出に当たって使用する月数に、その期間を含む月は含めないとする**取扱いは可能か。

答1 可能である。

問2 介護老人保健施設が**感染拡大防止の観点から特に必要と考えられることから、自主的に入所又は退所の一時停止、併設サービスの事業の全部又は一部の休業を行った場合**、問1と同様の考え方でよいか。

答2 貴見のとおり。ただし、**入退所を一時停止する期間及び休業する理由を事前に許可権者に伝えるとともに、記録しておく**こと。

なお、**新型コロナウイルス感染の疑いや濃厚接触の疑いがない者の入退所については、地域の感染状況も踏まえながら従前どおり行うよう努める**こと。

(2) 入退所前連携加算

★ 対象サービス…介護老人保健施設

介護老人保健施設の入所者の早期の在宅復帰を促進する観点から、退所前連携加算について、改定前の取組に加え、**入所前後から入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、退所後の介護サービスの利用方針を定めた場合の区分が設定**されました。

また、**新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い**も示されていますので、ご確認ください。(75 ページをご覧ください。)

<改定前>

<改定後>

入退所前連携加算(Ⅰ) 600 単位 **(新設)**

退所前連携加算 500 単位 ⇒ 入退所前連携加算(Ⅱ) 400 単位 **(新設)**

※入退所前連携加算(Ⅱ)は改定前の退所前連携加算と要件は同じ

(参考) 根拠法令等

H12 厚告 21 別表 2-1 へ(1)(三)(四)

入退所前連携加算(Ⅰ)については、**次に掲げるいずれの基準にも適合する場合**に、入退所前連携加算(Ⅱ)については、**口に掲げる基準に適合する場合**に、入所者 1 人につき 1 回を限度として算定する。ただし、入退所前連携加算(Ⅰ)を算定している場合は、入退所前連携加算(Ⅱ)を算定しない。

イ **入所予定日前 30 日以内又は入所後 30 日以内**に、入所者が退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と**連携し**、当該入所者の同意を得て、**退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用方針を定める**こと。

ロ 入所期間が 1 月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って**当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して**、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて**当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行う**こと。

H12 老企 40 第 2 の 6 (21)③④

※ 入退所前連携加算(Ⅰ)

イ **入所期間が 1 月を超えることが見込まれる入所者について**、入所予定日前 30 日以内又は入所後 30 日以内に、退所後の生活を見据え、退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携し、退所後の居宅における居宅サービスの利用方針を定めること。

ロ 加算については、入所期間が1月を超える入所者の退所に先立って、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携し、退所後の居宅における居宅サービスの利用上必要な調整を行った場合に、入所者1人につき1回に限り退所日に加算を行うものであること。

入退所前連携を行った場合は、連携を行った日及び連携の内容の要点に関する記録を行うこと。

ハ 入退所前連携加算(Ⅰ)は、次の場合には算定できない。

- ・ 退所して病院又は診療所へ入院する場合
- ・ 退所して他の介護保険施設へ入院又は入所する場合
- ・ 死亡退所の場合

入退所前連携は、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、管理栄養士、介護支援専門員等が協力して行うこと。

※ 入退所前連携加算(Ⅱ)

イ 加算については、入所期間が1月を超える入所者の退所に先立って、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携し、退所後の居宅における居宅サービスの利用上必要な調整を行った場合に、入所者1人につき1回に限り退所日に加算を行うものであること。

入退所前連携を行った場合は、連携を行った日及び連携の内容の要点に関する記録を行うこと。

ロ 入退所前連携加算(Ⅱ)は、次の場合には算定できない。

- ・ 退所して病院又は診療所へ入院する場合
- ・ 退所して他の介護保険施設へ入院又は入所する場合
- ・ 死亡退所の場合

入退所前連携は、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、管理栄養士、介護支援専門員等が協力して行うこと。

令和3年2月16日 事務連絡 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第18報)

問 介護保険施設(介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)において、**医療機関から、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者(当該介護保険施設から入院した者を除く。)**を受け入れた場合に

- ・ 当面の間のコロナ陽性時に治療に当たっていた**入院医療機関や行政との連携**
- ・ 退所時も念頭に、入院以前に利用していた**ケアマネ等とのサービスの調整**のために行う、**利用していたサービスの確認とそれを踏まえたサービス提供**
- ・ 健康観察・健康管理など**看護師等の専門職によるケアも含めた体制整備が必要に**

なること等を適切に評価する観点から、どのような介護報酬の算定が可能か。

答 介護保険施設において、医療機関から、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合には、**当該者について、退所前連携加算を入所した日から起算して 30 日を限度として算定することが可能**である。

～ 省略 ～

このような請求の取扱いを含め、**本加算の算定について、利用者から事前の同意を得る必要がある**こと。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 17 報）」（令和 2 年 12 月 25 日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか事務連絡）でお示ししたとおり、自治体の要請等に基づき退院患者を受け入れた場合は、例えば、**定員超過減算を適用しない、また指定等基準、基本サービス費及び加算に係る施設基準について、当面の間、受け入れた入所（居）者を除いて算出することができる等の柔軟な取扱いが可能であるが、本加算の算定対象となる者についても同様の取扱いが可能**であること。

令和 3 年 3 月 22 日 事務連絡 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 19 報）

問 1 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 18 報）」（令和 3 年 2 月 16 日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか事務連絡）における退所前連携加算の算定に関して、介護老人保健施設の退所前連携加算については、令和 3 年度介護報酬改定において入退所前連携加算（Ⅰ）（600 単位）及び入退所前連携加算（Ⅱ）（400 単位）に見直されたが、令和 3 年 4 月 1 日以降はどちらを算定すればよいか。

答 1 （1）令和 3 年 3 月 31 日以前に入所した場合

～ 省略 ～

（2）令和 3 年 4 月 1 日以降に入所する場合

入所した日から起算して 15 日間は入退所前連携加算（Ⅰ）（600 単位）を算定し、入所した日から起算して 16 日から 30 日までは入退所前連携加算（Ⅱ）（400 単位）を算定する。

(3) 短期集中リハビリテーション実施加算

★ 対象サービス…介護老人保健施設

入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その入所の日から起算して3月以内の期間に、20分以上の個別リハビリテーションを1週につきおおむね3日以上実施する場合、実施した1日ごとに加算が算定可能となっています。

なお、認知症短期集中リハビリテーション実施加算について、当該リハビリテーションの必要性があり、別単位としてそれぞれ実施した場合は、両方算定が可能です。

過去3月間の間に介護老人保健施設に入所

なし…算定可

4週間以上の入院後に介護老人保健施設に再入所した場合で、…算定可
短期集中リハビリテーションの必要性が認められる者

あり

4週間未満の入院後に介護老人保健施設に再入所した場合で、…算定可
所定の状態である者

- ・脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、脳外傷、脳炎、急性脳症(低酸素脳症等)、髄膜炎等を急性発症した者
- ・上・下肢の複合損傷(骨、筋・腱・靭帯、神経、血管のうち三種類以上の複合損傷)、脊椎損傷による四肢麻痺(一肢以上)、体幹・上・下肢の外傷・骨折、切断・離断(義肢)、運動器の悪性腫瘍等を急性発症した運動器疾患又はその手術後の者

(参考) 根拠法令等 H12 老企 40 第2の6 (11)

<Q & A>平成18年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.4)

問4 老健施設の短期入所療養介護を利用していた者が連続して当該老健施設に入所した場合について、短期集中リハビリテーション実施加算の起算日はいつか。

答4 短期入所の後、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等に変更が無く、施設入所に移行した場合にあっては、当該加算の起算日は直前の短期入所療養介護の入所日からとなる。(初期加算の算定に準じて取り扱われたい。)

<Q & A>平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)

問211 「過去3月の間に介護老人保健施設に入所したことがない場合に限り算定できる」とこととされたが、過去3月間に別の介護老人保健施設に入所していても、短期集中リハビリテーション実施加算を算定しなかった場合は算定できるのか。

答211 短期集中リハビリテーション実施加算の算定の有無にかかわらず、過去3月の間に介護老人保健施設に入所したことがある場合には算定できない。